

年金の支給額の誤りについて（続報）

令和2年3月5日付けの年金の支給額の誤りに係る公表において、追加で判明した事案があり、その全容が判明次第、公表することとしておりました。

この度、過払い金の金額が判明しましたので、改めて公表いたします。

対象となる年金受給者の方には、ご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

1 概要

日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「日本年金機構等」という。）の年金を受給されている方で、かつ、地方公務員共済組合（以下「共済組合」という。）に加入されている70歳以上の一部の方について、日本年金機構等に提供する給料情報に誤りがあったため、日本年金機構等が支給する年金額に過払いが発生している事案が判明しました（共済組合が支給する年金額に過払いは生じていません。）。

2 原因

地方公務員等として共済組合に加入中の方の場合、日本年金機構等における老齢厚生年金の支給停止額を計算するためには、日本年金機構等に対し、共済組合から該当者の給料情報を提供する必要があります。

今回、共済組合に加入中の老齢厚生年金受給者のうち、70歳以上の一部の方について、当連合会が開発したシステムのプログラム不備により、年金の支給停止額の計算に必要な給料情報が日本年金機構等に正しく提供していなかったこと及び共済組合におけるシステム上の入力不備が原因です。

3 影響

	影響額（人数）	1人当たり平均影響額
過払い	514万8千円（13人）	約396,000円

1人当たり影響額 過払い 6千円～133万1千円

日本年金機構：過払い 12人^(※) 平均影響額 21万8千円／人

私学共済：過払い 3人^(※) 平均影響額 84万2千円／人

(※) 人数は延べ人数

4 対応

- (1) 対象者の方には、当連合会等から事情を説明したお詫び文を送付いたします。
- (2) 誤りのあったシステムのプログラムは、既に修正を終えております。
- (3) 当連合会では、今回の事象を分析して、再発防止策として確認作業等をさらに徹底していくこととします。

《問い合わせ先》

地方公務員共済組合連合会

年金業務部年金企画課 大山・柳澤

電話番号 03-6807-3686

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日除く）

9時～17時15分